



熱海市観光振興条例

熱海市長 齊藤 栄

熱海市議会6月定例会で「熱海市観光振興条例」が制定されました。静岡県内の市では初の観光振興条例となります。この条例は、観光振興の基本理念などを定め、観光施策の推進を図ることで、本市経済の発展と市民生活の向上に資することを目的としています。

平成27年度に年間宿泊客数が300万人の大大台を超えた後、宿泊客数の伸びは頭打ちです。熱海の観光を更に発展させるためには、観光分野の専門性を高めること、及び今後の更なる減少が予想される市税収入を補うための観光財源を確保することが不可欠です。観光振興条例では、市は観光施策を推進するための体制の整備と、必要な財政上の措置を講ずることが定められています。今後、観光振興条例に沿って、熱海型DMO（観光地域づくり法人）の設立、及び観光目的財源の確保を進めていきたいと考えています。

また、この条例では、市の責務や観光事業者の役割を定めるとともに、市民の役割として、観光旅行者に対する配慮（おもてなしの心）などに努めることも記述されています。これまで、「オール熱海」ということが言われてきましたが、市民の皆さんの協力を得て、更に魅力的な観光地にしていきたいと思っています。

観光振興条例の制定は、観光地熱海の次なる飛躍のためのスタートラインです。高い目標に向け、オール熱海で進んで行きましょう。